

熊本市工事請負代金債権の譲渡承諾に関する事務取扱要領

制定 平成21年 2月23日告示第122号
改正 平成22年 3月23日告示第141号
平成22年10月 8日契約検査室次長決裁
平成23年 3月15日公告第187号
平成24年 4月 1日公告第294号
平成25年 3月27日公告第247号
平成26年 2月20日公告第138号
令和 2年10月27日総務局長決裁
令和 5年 9月21日工事契約課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している者（以下「受注者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）及び地域建設業経営強化融資制度について（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）を利用する場合における熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和39年訓令第10号）に規定する熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の承諾の対象となる工事は、次に掲げるものを除く工事とする。

- (1) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事（次に掲げる工事を除く。）
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満である工事
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (3) 熊本市が役務的保証を必要とする工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

2 前項の規定に関わらず、受注者が下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合にあっては、前項第1号ウに規定する工事は債権譲渡の対象としないものとする。

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権の額は、次のとおりとする。

- (1) 請負工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額（以下「請負代金額」という。）から前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 請負契約が解除された場合においては、約款第51条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項の場合において、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡額は、変更後の請負代金額を用いて算定するものとする。
- 3 第1項に規定する控除部分については、債権譲渡承諾書において明らかにするとともに、前項の場合においては、債権譲渡人が、債権譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならないものとする。
- 4 第1項に規定する熊本市の請求権に基づく金額の控除については、契約保証金の充当等により徴収した場合は、当該範囲内において控除しないものとする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4条 債権譲渡の承諾の対象となる受注者は、熊本市と請負契約を締結した中小・中堅元請建設業者（原則として、資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいう。）とする。

- 2 債権譲渡の対象となる譲受人は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に基づく事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人を含む。）である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、債権譲渡に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(債権譲渡の承諾申請等)

第5条 債権譲渡人は、債権譲受人との間に、熊本市の債権譲渡承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結するものとする。

- 2 履行保証を付した工事のうち、保証委託契約約款等において、債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、債権譲渡人は、あらかじめ保証人等の承諾を得るものとする。
- 3 債権譲渡の承諾の申請に際しては、債権譲渡人及び債権譲受人は、共同で次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる通数作成し、次条に定める期間に熊本市に提出するものとする。この場合において、書類は持参することにより提出するものとし、原則として、郵送による提出は認めないものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1-1。ただし、受注者が地域建設業経営強化融資制度を利用する場合にあっては様式1-2を用いるものとし、第2条第1項第1号ウに規定する対象工事に該当する場合にあっては様式1-3によるものとする。） 3通
- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人が調印済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式2） 1通
- (4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 一般財団法人建設業振興基金が債権譲受人に発行した債務保証承諾書の写し 1通
- (6) 保証委託契約約款等において、債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書（保証委託契約約款等の写しを添付し、該当条項が朱線で明示されていること。） 1通

(債権譲渡を承諾する時期)

第6条 債権譲渡を承諾する時期は、次のとおりとする。

- (1) 当該工事（第2条第1項第1号ア及びウに規定する対象工事を除く。）の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降
- (2) 第2条第1項第1号アに規定する対象工事に該当する場合においては、最終年度の工事に係る出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降

- (3) 第2条第1項第1号ウに規定する対象工事に該当する場合においては、当該工事の出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる日以降。この場合において、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡は認めないものとする。

(申請書類等の確認に際しての留意事項)

第7条 熊本市は、第5条第3項の申請があったときは、当該申請が次に掲げる要件をすべて満たしていることの確認を行うものとする。

- (1) 次に掲げる事項を満たす債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。

ア 第5条第3項第1号に定める様式を使用し、必要事項のすべてが記載されていること。

イ 債権譲渡人の住所及び氏名が工事請負契約書と一致しており、押印があること。この場合において、当該押印に係る印鑑証明書が添付されていること。

ウ 債権譲受人の住所及び氏名が、保証人等が債権譲受人に発行する承諾書の写しに記載されている被保証者名と同一であり、押印があること。この場合において、当該押印に係る印鑑証明書が提出されていること。

エ 第2条に規定する対象工事であって、工事名、工事場所及び工期の記載に誤りがないこと。

オ 請負代金額、前払金額、中間前払金額及び部分払金額の記載に誤りがなく、申請時点での債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる金額と一致していること。

- (2) 債権譲渡人及び債権譲受人が調印済の次に掲げる事項を満たす債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。

ア 受注者が下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合において、債権譲渡契約に次条第3項に従った下請保護方策が講じられていること。

イ 債権譲渡人及び債権譲受人の住所及び氏名が債権譲渡承諾依頼書と一致しており、押印があること。この場合において、当該押印に係る印鑑証明書が提出されていること。

- (3) 工事進捗率が前条の規定を満たす工事履行報告書が提出されていること。

- (4) 印鑑証明書については、債権譲渡人及び債権譲受人の発行日から3か月以内の原本が提出されていること。ただし、債権譲渡人及び債権譲受人が複数の請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合において、申請書類等の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されている場合には、当該証明書の提出を省略できるものとする。

- (5) 一般財団法人建設業振興基金が債権譲受人に発行した債務保証承諾書の写しが提出されていること。

- (6) 第5条第2項に該当する場合においては、保証人等の次に掲げる事項を満たす承諾書が提出されていること。

ア 申請内容と相違がなく、適正な保証人等が発行したものであることが確認できるものであること。

イ 承諾書の記載内容及び保証人等が、債権譲渡人が契約締結時に熊本市に提出した公共工事履行保証証券及び保証委託契約約款等と一致していること。

(下請保護方策)

第8条 債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人が確認するものとする。

- 2 受注者が地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）は、債権譲受人から支払状況及び支払計画の写しを受けて確認するものとする。

3 受注者が下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合において、債権譲渡人と債権譲受人の間の債権譲渡契約に第1号又は第2号のいずれかの措置が講じられていなければならないものとする。ただし、債権譲受人の事務体制にかんがみ、第1号又は第2号の措置を講じることが困難な場合は、当分の間、第3号によることもできるものとする。

(1) 債権譲渡人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が受け取る請負代金額の一定割合を限度として、債権譲渡人に代わって下請負人等に当該代金を支払うこと。この場合において、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して債権譲渡人と債権譲受人の間で任意に定めるものとし、熊本市は関与しないものとする。

(2) 債権譲渡人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が受け取る請負代金から債権譲渡人への貸付金を精算の上、残余の部分を債権譲渡人に代わって下請負人に支払うこと。

(3) 債権譲渡人が融資時に第1項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡人と債権譲受人との間の債権譲渡契約において、債権譲受人が、熊本市から受け取る当該請負代金額から債権譲渡人への貸付金を清算の上、債権譲渡人の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲受人が債権譲渡人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこと。

4 債権譲渡人が倒産した場合における前項各号に規定する措置の実施に関しては、債権譲渡人と債権譲受人が責任を持って行うこととし、熊本市は関与しないものとする。

5 前2項において「倒産」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 第2号に掲げる場合のほか、債権譲渡人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

(債権譲渡の承諾等)

第9条 債権譲渡の承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗等を記した工事履行報告書の受領をもって足りることとする。

2 熊本市は、申請書類の確認により承諾を行うことが適当と認める場合には、債権譲渡人及び債権譲受人に債権譲渡承諾書を交付するものとする。

3 前項に規定する承諾書の交付は、原則として、債権譲渡人から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日の翌日から起算して1週間以内（その末日が、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第

32号）に定める市の休日に当たるときは、同条例第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）に行うものとする。ただし、やむを得ない事情で、交付期限までに債権譲渡人及び債権譲受人に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合は、その旨を速やかに債権譲渡人に連絡するものとする。

4 熊本市は、申請に係る工事が第2条に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合において、熊本市は、債権譲渡不承諾通知書（様式3）を速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に交付するものとする。

(債権譲渡後の中間前払金等の請求)

第10条 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、債権譲渡人及び債権譲受人は、当該工事について、約款第35条第3項に規定する中間前払金及び約款第38条に規定する部分払金（第2条第1項第1号ウに規定する対象工事に係る会計年度末における部分払金を除く。）を請求することはできないものとする。

2 第2条第1項第1号ウで定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、債権譲渡人及び債権譲受人は、債務負担行為に係る契約の特約条項第2条第1項による読替後の

約款第35条に基づく前払金及び中間前払金についても請求することができないものとする。

(債権譲渡状況の管理)

第11条 債権譲渡の申請及び承諾の状況については、債権譲渡整理簿により管理するものとする。

(譲渡債権の担保の範囲)

第12条 譲渡債権は、債権譲受人の債権譲渡人に対する当該工事に係る貸付金、債権譲渡人倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権及び保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲受人又は保証事業会社が当該債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではないものとする。

(融資の実行)

第13条 融資時の譲渡債権の担保価値の査定のための出来高確認は、原則として、債権譲受人が行うものとする。

2 債権譲受人は、前項の出来高確認を行うために、工事現場への立入りの必要があるときは、工事出来高確認協力依頼書(様式4)を熊本市に提出するものとする。

3 熊本市は、前項に規定する依頼書の提出があったときは、工程等に支障のない範囲で債権譲受人の現場への立入りを承認することとする。

4 債権譲渡人及び債権譲受人が、熊本市による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて熊本市に融資実行報告書(様式5)を提出しなければならないものとする。

5 熊本市は、前項の報告書を受領したときは、遅滞なく当該請負代金額の振込先を債権譲受人の指定口座に変更するものとする。

(債権譲受人からの債権金額の請求)

第14条 債権譲受人は、熊本市による検査に合格し、引渡しを行った上で確定した債権金額を請求するものとする。

(様式)

第15条 債権譲渡に係る様式で、この要領に定めがないものについては、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて(平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号)及び地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて(平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号)に準じるものとする。

(不正時の対応)

第16条 下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁、一般財団法人建設業振興基金又は捜査機関等が、債権譲渡人又は債権譲受人が債権譲渡について不正を行ったと認めたときは、第4条の規定にかかわらず、熊本市は、当該不正を行った債権譲渡人又は債権譲受人に係る債権譲渡については、承諾しないものとする。

2 債権譲渡人又は債権譲受人が熊本市に提出した書面が偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、熊本市は、下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度の監督官庁、保証事業会社の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁又は一般財団法人建設業振興基金にその事実を通報するものとする。

(補則)

第17条 受注者は、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資及び地域建設業経営強化融資制度に係る融資のいずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年2月23日から施行する。
- 2 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いは、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）が効力を失うまでの間に限り行うものとする。
（要領の廃止）
- 3 熊本市下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領は、廃止する。
（下益城郡富合町の編入に伴う経過措置）
- 4 下益城郡富合町の編入の日前に同町において締結された契約で同町の編入の際現に債権が存するものについては、熊本市が発注した契約とみなしてこの要領を適用する。この場合において、この要領中「熊本市公共工事請負契約約款」とあるのは「富合町公共工事請負契約約款」と読み替える。
（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）
- 5 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町（以下「旧2町」という。）において締結された契約で旧2町の編入の際現に債権が存するものについては、熊本市が発注した契約とみなしてこの要領を適用する。
- 6 前項の場合において、この要領中「熊本市公共工事請負契約約款」とあるのは、旧下益城郡城南町において締結された契約にあつては「城南町公共工事請負契約約款」と、旧鹿本郡植木町において締結された契約にあつては「植木町公共工事請負契約約款」と読み替える。
- 7 第5項の場合において、この要領に定める様式を使用するときは、必要な調整をするものとする。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

熊本市長

(宛)

受注者
譲渡人

住所
氏名

印

譲受人

住所
氏名

印

譲渡人（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、約款第42条に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第35条第3項に定められた中間前払金及び約款第38条に定められた部分払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4. (1) 請負代金額 金 円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

(2) 前 払 金 額 金 円

(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって、約款に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、約款第35条第3項に定められた中間前払金及び約款第38条に定められた部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第51条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて熊本市に融資実行報告書を提出すること。
3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するその他の債権を担保するものではないこと。
4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
5. 甲倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、熊本市は関与しないこと。

熊本市長

確定日付印欄

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

年 月 日

熊本市長 (宛)

受 注 者 住 所
譲 渡 人 氏 名 印

譲 受 人 住 所
氏 名 印

譲渡人（以下、「甲」という。）と (以下、「乙」という。) 間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第42条に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第35条第3項に定められた中間前払金及び約款第38条に定められた部分払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4. (1) 請 負 代 金 額 金 円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

(2) 前 払 金 額 金 円

(3) 中 間 前 払 金 額
及び部分払金額 金

円

(4) 債 権 譲 渡 額 金

円 (年 月 日現在見込額)

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債權讓渡承諾書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって、約款に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、約款第35条第3項に定められた中間前払金及び約款第38条に定められた部分払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第51条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて熊本市に融資実行報告書を提出すること。
3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するその他の債権を担保するものではないこと。
4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、熊本市は関与しないこと。

熊本市長

確定日付印欄

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

熊本市長 (宛)

受注者住所
譲渡人氏名 印

譲受人住所
氏名 印

譲渡人(以下、「甲」という。)と (以下、「乙」という。) 間で締結の 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、熊本市公共工事請負契約約款(以下「約款」という。)第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、約款第42条に定められた契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は、約款第35条第3項に定められた中間前払金及び約款第38条に定められた部分払金(会計年度末における部分払金を除く。)並びに債務負担行為に係る契約の特約条項第2条第1項による読替後の約款第35条に基づく前払金及び中間前払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4. (1) 請負代金額 金 円

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

(2) 前 払 金 額 金 円

(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円

(4) 債 権 譲 渡 額 金 円 (年 月 日現在見込額)

※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債 権 譲 渡 承 諾 書

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、熊本市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって、約款に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は、約款第35条第3項に定められた中間前払金及び同37条に定められた部分払金（会計年度末における部分払金を除く。）並びに債務負担行為に係る契約の特約条項第2条第1項による読替後の約款第35条に基づく前払金及び中間前払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第51条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の熊本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて熊本市に融資実行報告書を提出すること。

3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するその他の債権を担保するものではないこと。

4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、熊本市は関与しないこと。

確定日付印欄

熊本市長

様式2（第5条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 (%) () は 工 程 変 更 後	実 施 工 程 (%)	備 考
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式3（第9条関係）

債 権 譲 渡 不 承 諾 通 知 書

年 月 日

譲渡人 様

譲受人 様

熊本市長

年 月 日付けで提出された下記工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾できませんので通知します。

記

1. 工事名

2. 契約締結日

3. 承諾しない理由

様式4（第13条関係）

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

熊本市長 (宛)

債権譲受人 住 所
氏 名

下記工事について、（下請セーフティネット債務保証事業・地域建設業経営強化融資制度）
による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認に係る工事現場への立入りについてご協力いただきます
ようお願いいたします。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 受 注 者 名
譲 渡 人 名

4. 現場立入希望日時 年 月 日（ ） 時 分

5. 現場立入者職氏名

6. 連絡先 担当者氏名：
電 話 番 号：

融 資 実 行 報 告 書

年 月 日

熊本市長 (宛)

(甲) 譲渡人 住 所
借入人 氏 名 印

(乙) 譲受人 住 所
貸付人 氏 名 印

甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき、 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、甲は、乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

【譲渡債権の表示】

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請 負 代 金 額 金 円
※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
(2) 前 払 金 額 金 円
(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債 権 譲 渡 額 金 円 (年 月 日現在見込額)
※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

【振込口座】

1. 振込希望金融機関名
2. 預金種別、口座番号
(ふりがな)
3. 口座名義